

令和3年第1回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

令和3年3月4日

美郷町議会

# 令和3年1回美郷町議会定例会会議録（第1日）

令和3年3月4日（木曜日）

◎開会日時 令和3年3月4日 午前10時00分 開会  
◎散会日時 令和3年3月4日 午前12時38分 散会

## ◎出席議員（10名）

|     |    |      |     |    |      |
|-----|----|------|-----|----|------|
| 1番  | 山本 | 文男君  | 2番  | 中嶋 | 奈良雄君 |
| 3番  | 川村 | 義幸君  | 4番  | 川村 | 嘉彦君  |
| 5番  | 黒田 | 仁志君  | 7番  | 甲斐 | 秀徳君  |
| 8番  | 森田 | 久寛君  | 9番  | 園田 | 義彦君  |
| 10番 | 山田 | 恭一郎君 | 11番 | 那須 | 富重君  |

◎欠席議員 なし

◎欠員 6番 富井 裕瑞君

◎会議録署名議員 1番 山本 文男君 2番 中嶋奈良雄君

◎事務局職員氏名 事務局長 小田 広美君 書記 坂本梨津子君

## ◎説明のための出席者職氏名

|        |    |     |            |    |      |
|--------|----|-----|------------|----|------|
| 町長     | 田中 | 秀俊君 | 副町長        | 藤本 | 茂君   |
| 教育長    | 大坪 | 隆昭君 | 会計管理者      | 三椏 | 治君   |
| 総務課長   | 下田 | 光君  | 税務課長       | 甲斐 | 武彦君  |
| 企画情報課長 | 田常 | 浩二君 | 町民生活課長     | 日高 | 隆一君  |
| 健康福祉課長 | 後藤 | 充君  | 建設課長       | 林田 | 貴美生君 |
| 農林振興課長 | 木原 | 浩一君 | 政策推進室長     | 沖田 | 修一君  |
| 教育課長   | 石田 | 隆二君 | 地域包括医療局事務長 | 尾田 | 靖君   |
| 南郷地域課長 | 川野 | 一郎君 | 北郷地域課長     | 泉田 | 浩文君  |

◎会議の経過 別紙のとおり

# 令和3年第1回美郷町議会定例会 議事日程（第1）

令和3年3月4日  
午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
1番 山本 文男 議員  
2番 中嶋 奈良雄 議員
- 日程第2 会期の決定  
3月4日 ～ 3月18日 15日間
- 日程第3 諸般の報告  
(1)議長  
(2)入郷地区衛生組合議会議員  
(3)日向東臼杵広域連合議会議員  
(4)宮崎県北部広域行政事務組合議会議員
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第5 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第3号）の報告について
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について  
報 告
- 日程第7 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について  
（南郷温泉施設）
- 日程第8 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について  
（美郷町南郷山草森林交流施設）
- 日程第9 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について  
（石峠レイクランド交流施設）
- 日程第10 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について  
（中小屋天文台等施設）
- 日程第11 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について  
（中小屋キャンプ場等施設）

- 日程第 12 議案第 10 号 公の施設の指定管理者の指定について（西郷デイサービスセンター）
- 日程第 13 議案第 11 号 公の施設の指定管理者の指定について（西郷生きいきトレーニングセンター）
- 日程第 14 議案第 12 号 公の施設の指定管理者の指定について（南郷高齢者生活福祉センター）

提案理由説明

- 日程第 15 議案第 13 号 小黒木辺地総合整備計画の変更について

提案理由説明

- 日程第 16 議案第 14 号 新しいまち建設計画の変更について

提案理由説明

- 日程第 17 議案第 15 号 町道路線の廃止について

- 日程第 18 議案第 16 号 町道路線の認定について

提案理由説明

- 日程第 19 議案第 17 号 美郷町高齢者及び障がい者住宅改造助成金の交付に関する条例

提案理由説明

- 日程第 20 議案第 18 号 美郷町地域福祉基金の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 21 議案第 19 号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 22 議案第 20 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 23 議案第 21 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例

## 提案理由説明

日程第 24 議案第 22 号 美郷町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

## 提案理由説明

日程第 25 議案第 23 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例

## 提案理由説明

日程第 26 議案第 24 号 美郷町道路占用料条例の一部を改正する条例

## 提案理由説明

日程第 27 議案第 25 号 美郷町立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 提案理由説明

日程第 28 議案第 26 号 美郷町消防団に関する条例の一部を改正する条例

## 提案理由説明

日程第 29 議案第 27 号 美郷町防災会議条例の一部を改正する条例

## 提案理由説明

日程第 30 議案第 28 号 美郷町防災行政用無線施設条例の一部を改正する条例

## 提案理由説明

日程第 31 議案第 29 号 令和 2 年度美郷町一般会計補正予算  
(第 13 号)

## 提案理由説明

日程第 32 議案第 30 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予(第 4 号)

日程第 33 議案第 31 号 令和 2 年度美郷町介護保険事業特別会

|        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 34 | 議案第 32 号 | 計補正予算（第 6 号）<br>令和 2 年度美郷町後期高齢者医療事業<br>特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 35 | 議案第 33 号 | 令和 2 年度美郷町簡易水道事業特別会<br>計補正予算（第 4 号）                    |
| 日程第 36 | 議案第 34 号 | 令和 2 年度美郷町農業集落排水事業特<br>別会計補正予算（第 3 号）                  |
| 日程第 37 | 議案第 35 号 | 令和 2 年度美郷町国民健康保険診療所<br>事業特別会計補正予算（第 6 号）               |
| 日程第 38 | 議案第 36 号 | 令和 2 年度美郷町国民健康保険病院事<br>業会計補正予算（第 7 号）                  |

### 提案理由説明

|        |          |                                 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 39 | 議案第 37 号 | 令和 3 年度美郷町一般会計予算                |
| 日程第 40 | 議案第 38 号 | 令和 3 年度美郷町国民健康保険事業特<br>別会計予算    |
| 日程第 41 | 議案第 39 号 | 令和 3 年度美郷町介護保険事業特別会<br>計予算      |
| 日程第 42 | 議案第 40 号 | 令和 3 年度美郷町後期高齢者医療事業<br>特別会計予算   |
| 日程第 43 | 議案第 41 号 | 令和 3 年度美郷町簡易水道事業特別会<br>計予算      |
| 日程第 44 | 議案第 42 号 | 令和 3 年度美郷町農業集落排水事業特<br>別会計予算    |
| 日程第 45 | 議案第 43 号 | 令和 3 年度美郷町国民健康保険診療所<br>事業特別会計予算 |
| 日程第 46 | 議案第 44 号 | 令和 3 年度美郷町国民健康保険病院事<br>業会計予算    |

### 施政方針の説明

# 会 議 録

令和3年3月4日  
午前10時開議

## 【事務局長 小田 広美】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

## 【議長 那須 富重】

改めまして、おはようございます。

菜種梅雨と言いますには少し早いようですけれども、最近の雨が、今週は雨が続くようでございます。

芭蕉の句に「春なれや名もなき山の薄霞」というのがあります。もう春なのかなあという春の訪れを読んだものがあります。明日は啓蟄で、いよいよ春の到来というところですが、草木が新しい芽を吹き始め、芽花が一斉に躍動し始める季節を迎えおります。

昨年2月から、突然の新型コロナウイルス発生、拡大に気を配りながら今日まで参りましたけれども、振り返ってみますと医療専門家の予測どおりに流行が推移してきたと考えられます。

本町でも、昨年暮に感染が確認され、町内が騒然となりました。その対応と鎮静化に執行部一丸となって対策を講じてきたところであります。

国内では、新型コロナウイルスによる第3波の混乱はようやく落ちつきが見え始めておりますけれども、昨日、東京都の感染減少スピードが鈍化してきているということで1都3県の緊急事態宣言を2週間程度、延長の方向で検討するという案が示されております。第4波に対する警戒感を占める形になっております。

感染拡大防止には、新型コロナワクチンの早期接種が欠かせませんが、先月中旬から医療従事者への接種が始まっております。高齢者への接種も当初、4月12日から実施されるとしておりましたけれども、4月末あたりにずれ込むとの情報もあり、今なお流動的状態であります。

国としましても、ワクチンの早期接種の実現はもとより、同時に社会経済活動の活性化そして東京オリンピックの実現を含め、まだまだ乗り越えていかなければならない多くの課題が課せられております。

このような中、本日より第1回目の定例会が行われますが、今定例会は、新年度予算の審議という大きい案件がございます。

令和3年度の主な美郷町当初予算としましては、交通弱者支援事業、子育て支援事業、高齢者福祉支援費、商工業振興支援事業、生活環境の整備改修、人口減少に歯止めをかけるための地域づくり事業、農業生産組織担い手の強化、新規就農者確保育成支援事業補助、林業生産組織担い手の育成強化補助等、令和3年度も多くの積極的な施策が上げられております。

議員各位におかれましては、長丁場となりますけれども、コロナ感染対策をはじめ十分な体調管理をしていただき、活発な激論を期待したいと思います。よろしくお願いたします。

以上であいさつを終わります。

**【議長 那須 富重】**

それでは、ただいまの出席議員は10名であります。

**【議長 那須 富重】**

ただいまから、令和3年第1回美郷町議会定例会を開会します。

本日からの開会でありますけれども、マスクの着用は個人の健康も留意する必要がありますので、息苦しいとかいうときには個人の判断にお任せしますので、原則マスク着用といたします。

**【議長 那須 富重】**

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

なお、本日の会議には報道機関が取材のため傍聴しますので、あらかじめお知らせします。

また、カメラの持ち込み、写真撮影も許可しましたので申し添えます。

**【議長 那須 富重】**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 山本 文男議員、2番 中嶋 奈良雄議員を指名いたします。

**【議長 那須 富重】**

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

**【議会運営委員長 黒田 仁志】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

議会運営委員長 黒田 仁志議員。

**【議会運営委員長 黒田 仁志】**

おはようございます。議会運営委員長の報告を行います。

令和3年第1回美郷町議会定例会について、議長より試問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御報告いたします。

会期につきましては、本日から3月18日までの15日間とし、会期日程はお手元に配付してあるとおりとしたところでございます。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

**【議長 那須 富重】**

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。



本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から3月18日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 那須 富重】**

異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から3月18日までの15日間に決定いたしました。会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

**【議長 那須 富重】**

日程第3 諸般の報告を行います。

この件につきましては、今回はございません。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

議長の報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

**【議長 那須 富重】**

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向東臼杵広域連合議会議員、宮崎県北部広域行政事務組合議会議員から、それぞれ報告の申出があります。

まず、入郷地区衛生組合議会の報告を黒田 仁志議員より報告をお願いいたします。

では、一緒でお願いします。

**【5番 黒田 仁志】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

5番 黒田 仁志議員。

**【5番 黒田 仁志】**

続けて2件、御報告させていただきます。

まず、入郷地区衛生組合議会定例会の報告をさせていただきます。

この会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために書面に決議を行ったところでございます。

1. 会 期 令和3年2月12日(金) 1日間
2. 場 所 入郷地区衛生組合
3. 出席者 黒田 仁志議員、川村 嘉彦議員
4. 議案審議

議案第1号 令和2年度入郷地区衛生組合一般会計補正予算(第2号)  
予算の組み替え等  
し尿処理費の需用費の不用額の更正  
書面による原案可決

議案第2号 令和3年度入郷地区衛生組合一般会計予算  
歳入予算額 1億17万1,000円  
歳出予算額 1億17万1,000円  
書面による原案可決

資料と予算の主なものについては、別紙のとおり  
続きまして、日向東臼杵広域連合議会定例会報告を行います。

1. 会 期 令和3年2月12日(金)1日間
2. 場 所 日向市議会議事堂
3. 出席者 黒田 仁志議員、那須 富重議長
4. 議案審議(広域連合長提出議案)  
議案第1号 第5向日向東臼杵広域連合広域計画の策定について  
(令和3年度から令和7年度)

原案可決  
議案第2号 令和2年度日向東臼杵広域連合補正予算(第1号)  
概 要 次期最終処分場に係る基本構想策定及び用地選定業務委託  
料の債務負担行為の補正  
期 間 令和3年度から令和4年度にかけて調査選定  
限度額2,648万3,000円

原案可決  
議案第3号 令和3年度日向東臼杵広域連合予算  
歳入予算額 6億2,800万円  
歳出予算額 6億2,800万円  
原案可決

詳細につきましては、資料を添付しておりますので御参照ください。  
以上で、2件の報告を終わります。

**【議長 那須 富重】**

黒田 仁志議員には、入郷地区衛生組合議会の報告と日向東臼杵広域連合議会の報告を合わせて行ってもらいました。

次に、宮崎県北部広域行政事務組合議会の報告を森田 久寛議員より報告をお願いいたします。

**【宮崎県北部広域行政事務組合議会議員 森田 久寛】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

宮崎県北部広域行政事務組合議会議員 森田 久寛議員。

**【宮崎県北部広域行政事務組合議会議員 森田 久寛】**

それでは、報告いたします。

宮崎県北部広域行政事務組合議会議会定例会報告書

1. 会 期 令和3年2月15日(月)1日間
2. 場 所 延岡市役所 議会大会議室
3. 出席者 森田 久寛議員、中嶋 奈良雄議員
4. 議案審議 (管理者提出議案)

- 議案第 5 号 令和 2 年度宮崎県北部広域行政事務組合  
一般会計補正予算  
要旨 別紙概要のとおり  
(原案可決)
- 議案第 6 号 令和 2 年度宮崎県北部広域行政事務組合  
宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算  
要旨 別紙概要のとおり  
(原案可決)
- 議案第 7 号 令和 3 年度宮崎県北部広域行政事務組合一般会計予算  
要旨 別紙概要のとおり  
(原案可決)
- 議案第 8 号 令和 3 年度宮崎県北部広域行政事務組合  
宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計予算  
要旨 別紙のとおり  
(原案可決)

以上で報告を終わります。

**【議長 那須 富重】**

以上で、諸般の報告を終わります。

**【議長 那須 富重】**

日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

**【議長 那須 富重】**

町長より、提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

皆さん、おはようございます。

本日から 18 日まで 15 日間ではありますが、令和 3 年第 1 回の美郷町議会定例会の開会ということでもあります。よろしくお願いいたします。

今日ですけど、日本穀物検定協会の食味ランキングで今日 17 時に公表されるということでもあります。もし、西北山間地域、去年もでしたけど、これに特 A ということになれば、2 年連続ということになります。非常にまた「美郷町産米」と言っていていいかどうか分かりませんが、そういう気持ちでおりますので、特 A になればなあというふうに思っておるところであります。

今回の議会からこのタブレットを貸し与えられてもらいましたので、これでやってみようかなと思っております。あっちゃこっちゃして変になるかもしれませんが、御了承お願いしたいというふうに思っております。

議員たちのタブレットよりかこれ、小さくて何か見にくいなあということで、こ

うして見ると光って何か分かりませんので。そういうことでありますが、このタブレットを使って提案理由を申し述べたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、人権擁護委員は国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命とすることとされております。

現在、本町では4名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されておりますが、このうち1名が令和3年6月末をもちまして任期満了となります。

今回、現委員の南郷在住の米上頼秀氏の6月末の退任に伴い、その後任として南郷在住、若田徳子氏を推薦したく提案するものであります。

若田氏は、昭和53年4月から旧南郷村職員として勤務されて以来、公正忠実に職務を遂行され、平成30年3月に美郷町役場を退職されました。

若田氏は、人格識見高く強い責任感をお持ちであり、最適任者として考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で、終わります。

**【議長 那須 富重】**

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「質疑なし」との声あり )

**【議長 那須 富重】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 那須 富重】**

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「討論なし」との声あり )

**【議長 那須 富重】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 那須 富重】**

この件については、議員全員協議会にて確認をしております。

**【議長 那須 富重】**

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いを  
す。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 那須 富重】**

異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてはお手元に配  
付した意見のとおり答申することに決定しました。

**【議長 那須 富重】**

日程第5 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第3号）  
の報告について

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

**【議長 那須 富重】**

以上2件について、町長から報告があります。

これを許します。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第3号）  
の報告についての提案理由を申し上げます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180  
条第1項の規定により、専決処分をした後、議会の委任による町長専決事項につい  
て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会  
に報告するものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第3号 専決処分の報告についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和2年6月10日に旭進興業株式会社と契約締結しました令和2  
年度ケーブルネットワーク光化による耐災害性強化事業美郷町北郷地区F T T H化  
第2期工事の変更契約であります。

主な変更理由としましては、ケーブルテレビ旧H F C方式で利用していたP S 電  
源柱を、実施設計の中では鋼管柱で数量計算をしていたところ、実際はコンクリ  
ート柱であり、その撤去費と産業廃棄物処理費用が増となったことから、工事請負代  
金329万2,300円を増額するものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同  
条第2項の規定により報告いたします。

以上であります。

**【議長 那須 富重】**

以上で、報告第2号と報告第3号の報告を終わります。

**【議長 那須 富重】**

|        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 7  | 議案第 5号  | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(南郷温泉施設)           |
| 日程第 8  | 議案第 6号  | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(美郷町南郷山草森林交流施設)    |
| 日程第 9  | 議案第 7号  | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(石峠レイクランド交流施設)     |
| 日程第 10 | 議案第 8号  | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(中小屋天文台等施設)        |
| 日程第 11 | 議案第 9号  | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(中小屋キャンプ場等施設)      |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(西郷デイサービスセンター)     |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(西郷生きいきトレーニングセンター) |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(南郷高齢者生活福祉センター)    |

**【議長 那須 富重】**

お諮りします。

議案第5号から議案第12号までの8件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 那須 富重】**

異議なしと認めます。

したがって、8件を一括議題とすることに決定しました。

8件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

地域の資源である温泉を活用し、町民はもとより都市住民に対し健康増進と憩い

の場を提供するとともに、福祉の増進に寄与することを目的として設置しています南郷温泉施設については指定管理者による管理運営を行っております。

その指定管理期間が本年3月31日に満了を迎えることから、南郷温泉施設の管理及び運営について、引き続き、株式会社南郷温泉を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としますが、今後の指定管理者の動向や民間等の新たな指定先の検討も含めて単年度ごとに指定先の見直しを図ってまいります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

森林の要する多面的な機能を活用した森林空間とのふれあいの場を町民や都市住民に広く提供して、福祉の増進に寄与することを目的として設置しています美郷町南郷山草森林交流施設については指定管理者による管理運営を行っております。

その指定管理期間が、本年3月31日に満了を迎えることから、美郷町南郷山草森林交流施設の管理及び運営について、引き続き、株式会社南郷温泉を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としますが、今後の指定管理者の動向や民間等の新たな指定先の検討も含めて単年度ごとに指定先の見直しを図ってまいります。

以上であります。

続きまして、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

町民の健康及び福祉の増進及び都市住民との交流を通じて町の振興を図ること、並びに地域内の交流人口の拡大と地域の活性化に資することを目的として設置しております石峠レイクランド交流施設については、指定管理者による管理運営を行っております。

その指定管理期間、本年3月31日に満了を迎えることから、石峠レイクランド交流施設（センターハウス、温泉交流施設、コテージ、公園、広場等、遊具、石峠文化交流館、プール及び管理棟、石峠滞在宿泊施設及びその他交流施設設置の目的を達成するために必要な施設）の管理及び運営について、引き続き、株式会社レイクランド西郷を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としますが、今後の指定管理者の動向や民間等の新たな指定先の検討も含めて、単年度ごとに指定先の見直しを図ってまいります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

天体観測及び自然観察等を通しての教育振興及び観光振興を図ることを目的として設置しております中小屋天文台等施設については、指定管理者による管理運営を行っております。

その指定管理期間が本年3月31日に満了を迎えることから、中小屋天文台等施

設の管理及び運営について、引き続き、一般社団法人美郷町観光協会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としますが、今後の指定管理者の動向や民間等の新たな指定先の検討も含めて単年度ごとに指定先の見直しを図ってまいります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第9号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

豊かな自然環境を生かした観光と学習の場として入込者の増加を図り、地域振興に資することを目的として設置しております中小屋キャンプ場等施設については、指定管理者による管理運営を行っております。

その指定管理期間が本年3月31日に満了を迎えることから、中小屋キャンプ場等施設の管理及び運営について、引き続き、一般社団法人美郷町観光協会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は原則として令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としますが、今後の指定管理者の動向や民間等の新たな指定先の検討も含めて単年度ごとに指定先の見直しを図ってまいります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

町では施設の設置目的を効果的に達成するために指定管理者制度を導入し管理を行っておりますが、このたび美郷町西郷デイサービスセンターの指定管理者の管理期間が令和3年3月31日をもって終了することから、公募を行ったところ、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会より申請がございました。

その後、指定管理者選定委員会による審査を経て、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定より議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3か年間であります。

以上であります。

続きまして、議案第11号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

町では施設の設置目的を効果的に達成するために指定管理者制度を導入し管理を行っておりますが、このたび西郷生きいきトレーニングセンターの指定管理者の管理期間が令和3年3月31日をもって終了することから、公募を行ったところ、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会より申請がございました。

その後、指定管理者選定委員会による審査を経て、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定より議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終わります

続きまして、議案第12号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を



申し上げます。

町では施設の設置目的を効果的に達成するために指定管理者制度を導入し管理を行っておりますが、このたび美郷町南郷高齢者生活福祉センターの指定管理者の管理期間が令和3年3月31日をもって終了することから、公募を行ったところ、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会より申請がございました。

その後、指定管理者選定委員会による審査を経て、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終わります

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第15日目の3月18日に討論・採決を行います。

**【議長 那須 富重】**

日程第15 議案第13号 小黒木辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第13号 小黒木辺地総合整備計画の変更についての提案理由を申し上げます。

交通条件や経済・文化的条件により一定の要件を満たす辺地において、公共施設等を整備する場合は、財政上の優遇措置が講じられることとなっております。

北郷小黒木辺地に係る総合整備計画については、最終年度の令和3年度事業に係る辺地債充当予定額が計画を超える見込みであるため、小黒木辺地に係る総合整備計画を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第15日目の3月18日に討論・採決を行います。

**【議長 那須 富重】**

日程第16 議案第14号 新しいまち建設計画の変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第14号 新しいまち建設計画の変更についての提案理由を申し上げます。

平成17年2月に東白杵南部合併協議会で策定した新しいまち建設計画について、平成30年4月25日に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、平成24年に延長されていた合併特例債の起債可能期限がさらに5年間延長されたため、「被災地以外では合併後20年間」となったことから、今年度末までの計画期間を5年間延長し、令和7年度までに変更するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第15日目の3月18日に討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第17 議案第15号 町道路線の廃止について

日程第18 議案第16号 町道路線の認定について

【議長 那須 富重】

お諮りします。

議案第15号と議案第16号までの2件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

【議長 那須 富重】

異議なしと認めます。

したがって、2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第15号 町道路線の廃止について及び議案第16号 町道路線の認定については、関連する議案となりますので、まとめて提案理由を申し上げます。

町道黒草・清水峠線は国道388号を起点とし、終点を林道宇目・須木線へ、町道黒草2号線は町道黒草・清水峠線を起点とし、国道388号を終点とする路線であります。

道路法において、起点または終点を変更する場合は、その路線の廃止を行い、新たに新路線として路線の認定をするという二つの手続が必要となります。

今回の町道路線の廃止・認定の手続は、改良工事前に行った路線の手続に不備があり、路線の終点が現状に即したものに認定されていなかったため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

なお、御説明いたしました路線につきましては、資料を添付してございますので、御参照いただければと思います。

以上です。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 那須 富重】**

日程第19 議案第17号 美郷町高齢者及び障がい者住宅改造助成金の交付に関する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第17号 美郷町高齢者及び障がい者住宅改造助成金の交付に関する条例について、提案理由を申し上げます。

美郷町高齢者住宅改造助成金の交付に関する条例及び美郷町障がい者住宅改造助成金の交付に関する条例におきましては、事務事業の目的やその行政効果が同等であることから、これらの条例を統合するに当たり、事業の簡素化と町民の福祉の向上を図るために、所要の改正を行うものであります。

具体的な内容としましては、条例の題名改正、条例の統合による住宅改造助成金の交付に関する規定の改正、附則にて、美郷町高齢者住宅改造助成金の交付に関する条例と美郷町障がい者住宅改造助成金の交付に関する条例の廃止及び条例統合のための経過措置を規定するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第15日目の3月18日に討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第20 議案第18号 美郷町地域福祉基金の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第18号 美郷町地域福祉基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

養護老人ホーム清翠園では、2階居室の入居者は1階にある食堂、浴室、集会室等を利用するために階段を使って移動していましたが、高齢のため上り下りに職員の介助を必要とする方もいらっしゃいました。

そこで危険性の排除と居住環境の向上のためエレベーターを設置することとし、当初予算に歳出として設計監理委託料及び工事請負費、また歳入に特定財源として地域福祉基金繰入金を計上させていただいたところであります。

予定どおり、美郷町地域福祉基金条例第7条の規定により、当該基金の一部を取り崩して一般会計へ繰り入れたと考えておりますが、予算執行に伴い条例第3条に規定された基金の額を変更する必要があるため、これを改正する条例を提案させていただくものであります。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第15日目の3月18日に討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

次に、日程第21 議案第19号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第19号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたび、令和3年度から令和5年度までの3年間で1期とした第8期介護保険事業計画を策定し、保険料の必要額を算定したところであります。

保険料の段階区分につきましては、国の基準が9段階となっておりますが、本町におきましては、軽減措置のため、第6期から所得段階別の段階を12段階に設定しております。同じく、第8期におきましても、12段階の設定といたしました。

なお、介護保険料の基準額となる第5段階は、第5期・第6期に据え置き、第7期において1,000円引き上げておりますが、介護給付費の大幅増により、今回の第8期計画の算定では、第7期の保険料基準額年額6万9,600円、月額5,800円が年額7万6,560円、月額6,380円となり、年額で6,960円、月額で580円に引き上げる必要が生じたため、新たに算定しております。

また、家計負担を考慮して、低所得者層に該当する第1段階から第3段階におきましても、引き続き、軽減阻止を行っております。

以上であります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第15日目の3月18日に討論・採決を行います。

**【議長 那須 富重】**

日程第22 議案第20号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第20号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和2年度町単独林業生産組織（担い手）育成強化事業で整備しましたみやざき林業大学校研修生宿舎を公の施設とし、美郷町民として入居する研修生の利用に供するため改正を行うものであります。

この施設を利用し、林業後継者の育成及び移住定住を促進し、美郷町の林業の活性化を図ってまいります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第15日目の3月18日に討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第 2 3 議案第 2 1 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、議案第 2 1 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和 2 年度町単独林業生産組織（担い手）育成強化事業で整備しました、みやざき林業大学校研修生宿舎の施設使用料を徴収するため改正を行うものであります。

なお、使用料の算定につきましては、北郷地区の町営賃貸住宅である汐単身者住宅の家賃を参考に決定したところであります。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第 1 5 日目の 3 月 1 8 日に討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

ここで、少し早いですけれども、1 0 分間の休憩とします。

再開を 1 1 時からとします。

（休憩：午前 1 0 時 4 9 分）

（再開：午前 1 1 時 0 0 分）

【議長 那須 富重】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

【議長 那須 富重】

日程第 2 4 議案第 2 2 号 美郷町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第22号 美郷町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）により、関係する美郷町町道の構造の技術的基準を定める条例を改正する必要性が生じたためのものであります。

主な内容は、道路法の規定に基づき制定された、道路構造令の一部改正により、同令第41条から第42条に1条繰り下げられたため、これらの条を引用する箇所で、条ずれに対応するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第25 議案第23号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第23号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正内容については、昭和47年（築49年）に建設された南郷地区の橋の原団地1戸を老朽化により取り壊したため、条例（別表第1）より削除するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第15日目の3月18日に討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第26 議案第24号 美郷町道路占用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第24号 美郷町道路占用料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

道路法第39条において、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができるかとされております。

また、占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされております。

今回の改正内容は、道路を占有している電柱や支線柱、電話柱、地中管などの占用料の徴収に関する協議を開始するに当たり、占用料の徴収方法及び減免についての現規定や別表の占有物件及び占用料の額を、宮崎県条例第3号道路占用料徴収条例に基づき、運用に即したものに直すほか、所要の文言の整理を行うため下線で示すように改正するものです。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第27 議案第25号 美郷町立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第25号 美郷町立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和3年4月1日から西郷地区と北郷地区で義務教育学校の開校を予定していることから、給食を提供する学校種を追加するために必要となる条例改正を行うものです。

以上で説明を終わります



**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 那須 富重】**

日程第28 議案第26号 美郷町消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第26号 美郷町消防団に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

現在、第1条において「消防団の設置、名称及び区域について必要な事項を定めるとする」と規定しており、その根拠法令を消防組織法第15条第1項としておりますが、第15条については消防職員の任命について規定されており、消防団に関する規定は第18条で規定されていることから、根拠法令を改めるものとなっております。

また、根拠法令番号についても誤りであったため、適正な法令番号へ訂正するものとなっております。

以上で説明を終わります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 那須 富重】**

日程第29 議案第27号 美郷町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

続きまして、議案第27号 美郷町防災会議条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

現在、第3条第6項において防災会議の委員数を10名以内と規定していることから、幅広い委員の参画を目的とするために委員数を15人以内へと変更することとしております。

以上で説明を終わります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、6日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 那須 富重】**

日程第30 議案第28号 美郷町防災行政用無線施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第28号 美郷町防災行政用無線施設条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

第2条において「無線施設の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする」と規定しており、その別表に各無線施設の名称等を記載しておりますが、別表に記載している名称及び位置を最新のものに修正するものとなっております。

以上で説明を終わります

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 那須 富重】**

日程第31 議案第29号 令和2年度美郷町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第29号 令和2年度美郷町一般会計補正予算（第13号）につ

いて提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億5,866万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ99億9,473万円2,000円とするものであります。

主な補正の内容につきまして歳入から御説明いたします。

初めに、町税に7,092万8,000円を追加しました。

町民税691万5,000円、固定資産税6,856万円の増額が主な理由です。

次に、地方譲与税から1,188万1,000円を減額、地方消費税交付金に3,626万2,000円を追加、自動車税環境性能割交付金から1,141万1,000円を減額しました。いずれも交付額の見込みによる補正であります。

次に、国庫支出金から1,138万円2,000円を減額しました。これは事業費の確定見込額による補正であります。

次に、県支出金に4,175万6,000円を追加しました。

各費目とも事業費の確定見込額による補正が主な要因ですが、農林水産業費県補助金のうち地籍調査費補助金については国の第3次補正予算により7,285万3,000円の追加交付が決定されたため、大きな増額となったものであります。

次に、基金繰入金から2億2,612万4,000円を減額しました。

歳出全般の減額やふるさと応援基金繰入金の充当により、財政調整基金繰入金を2億5,055万3,000円減額したことが主な理由です。

最後に、町債から3,985万円を減額しました。事業費の確定見込みに伴う補正であります。

続いて、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、経常的経費及び各事業の見込額の確定による補正が中心であります。

それでは、款ごとに主な増減について説明いたします。

初めに、議会費から164万7,000円を減額しました。

人件費及び議会活動費の不用額更正であります。

次に、総務費から全体で8,217万円7,000円を減額しました。

主なものとしては、一般管理費の職員人件840万3,000円の減額、企画費の地域おこし協力隊に係る地域おこし活動費894万4,000円の減額、特別定額給付金の支給に係る諸経費1,091万1,000円の減額、CATVセンター運営費のうち事業費の確定見込みに伴う北郷FTTH化整備工事請負費1,800万円の減額などがあります。その他全ての項でも、経常的な経費の不用額更正等により減額となっております。

次に、民生費から346万円を減額しました。

障がい福祉費の障がい福祉サービス費580万円の増、児童福祉総務費の乳幼児医療費助成296万円の増がありましたが、その他の経費につきましては全般的に減額となりました。

次に、衛生費から1,832万7,000円を減額しました。

予防費の各種検診委託料320万円の減額、環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金380万5,000円の減額、診療所費の歯科医師住宅解体工事1,011万円の減額などが主な理由であります。

次に、農林水産業費には5,775万1,000円を追加しました。

歳入で説明いたしましたが、国の第3次補正予算により、地籍調査費補助金が7,285万3,000円追加されたことにより、歳出として地籍調査費に9,971

万円を追加しました。南郷地区の調査に対する追加予算となりますが、追加分につきましては、令和3年度に繰り越して実施することといたします。

このほか追加したものとしましては、畜産業費の繁殖雌牛導入事業補助金378万7,000円、林業振興費の作業路維持補修業務委託料114万1,000円、林道整備費の県営林道整備事業負担金34万円などがありますが、その他の経費につきましては不用額の更正を行っております。

次に、商工費から2,435万5,000円を減額しました。

商工振興費の商工業振興資金貸付金1,000万円の減額、観光振興費の南郷温泉施設改修工事請負費881万3,000円の減額、おせりの滝遊歩道改修工事請負費100万円の減額などが主な理由であります。

次に、土木費から61万5,000円減額しました。

道路橋梁費から203万3,000円、住宅費から295万1,000円をそれぞれ減額しました。

また、河川砂防費では、自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業453万9,000円の減額がありましたが、県が急傾斜地崩壊対策事業を追加で施工することとなりましたので、これに対する負担金1,133万円を追加しております。

次に、消防費から81万2,000円を減額しました。

消防団活動費20万円の減額、防災無線施設費の直流電源装置工事請負費51万3,000円の減額が主な理由です。

次に、教育費から1,568万円を減額しました。

事務局費の特別職及び一般職員人件費240万円、幼稚園費の幼稚園教員人件費200万円、会計年度任用職員人件費320万1,000円など人件費の減額に加え、コロナ禍の影響による社会教育総務費の国民文化祭実行委員会補助金118万5,000円、保健体育総務費のロードレースイン百済の里補助金などスポーツ振興経費338万6,000円の減額などが主な理由であります。

次に、災害復旧費から3,491万7,000円を減額しました。

事業費の確定見込みによる不用額更正であります。

次に、公債費から、元金及び利子合わせて1,000万円を減額しました。

最後に、諸支出金から2,444万2,000円を減額しました。

特別会計繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金には365万5,000円の追加となりましたが、その他の特別会計に対する繰出金は減額となっております。

また、繰越明許費は第2表にあるとおりです。コロナ禍により資材等の納品の遅れが事業の進捗に影響したことや、国の第3次補正予算に伴い、2月に入り新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の追加配分が示されたこともあり、繰越事業は32事業と例年より多くなりました。

地方債の補正につきましては、第3表のとおりであります。

今回の補正により、令和2年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,473万2,000円となりました。

以上で説明を終わります

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 那須 富重】**

|       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第32 | 議案第30号 | 令和2年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）    |
| 日程第33 | 議案第31号 | 令和2年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）      |
| 日程第34 | 議案第32号 | 令和2年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第35 | 議案第33号 | 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）      |
| 日程第36 | 議案第34号 | 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）    |
| 日程第37 | 議案第35号 | 令和2年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第6号） |
| 日程第38 | 議案第36号 | 令和2年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）    |

**【議長 那須 富重】**

お諮りします。

議案第30号から議案第36号までの7件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

**【議長 那須 富重】**

異議なしと認めます。

したがいまして、7件を一括議題とすることに決定しました。

7件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第30号 令和2年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出から、それぞれ4,091万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億541万円6,000円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、国庫支出金として93万1,000円の減額。

内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への国民健康保険税の減免措置に対する国からの財政支援である災害等臨時特例補助金について、申請状況を勘案し263万5,000円の減額、オンライン資格確認等に係る社会保障・税番号制度システム改修補助金として170万4,000円を追加しました。

次に、県支出金として4,043万1,000円の減額。

主なものは、直営診療施設繰出金の財源となる特別調整交付金を、完了期間の変更に伴い4,293万3,000円減額しました。

次に、繰入金として、基盤安定負担金交付額確定に伴う一般会計繰入金を365万円5,000円追加、基金繰入金を320万4,000円減額しております。

続いて、歳出予算につきましては、総務費として税制改正に伴うシステム改修委託料70万4,000円など、合計62万7,000円の追加、保険給付費は30万円の減額。

諸支出金は、先ほど申し上げた直営診療施設繰出金の減額など合計4,123万8,000円を減額しました。

以上であります。

続きまして、議案第31号 令和2年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,026万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,867万円5,000円とするものです。

今回の補正の主な理由は、令和2年度における各サービスの支出状況を踏まえて年度末までの歳入歳出見込みにより過不足を調整するものです。

補正の主な内容は、歳出につきましては、保険給付費及び地域支援事業費として年度末までの各サービス費の過不足を調整した結果、当初のサービス見込量より大幅に減少したため、総額で1,053万5,000円減額いたしました。

歳入につきましては、令和2年度調定見込みにより介護保険料24万2,000円を減額したほか、財政安定化基金貸付金について、年度末までの歳入歳出見込みを踏まえ、予備費等の調整により財政安定化基金からの貸付を受けないことから1,400万円を減額しました。以上の結果、不足する財源は、予備費を充当いたしました。

以上であります。

続きまして、議案第32号 令和2年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ1,855万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,426万8,000円とするものです。

補正の主な理由は、年度末を迎えて宮崎県後期高齢者医療広域連合への各種負担金が決定したため、歳出において広域連合納付金を1,830万4,000円減額するほか、健診事後指導報酬、郵便料及び印刷製本費の不要分として25万4,000円減額するものです。

歳入におきましても、後期高齢者医療保険料を158万1,000円増額するほか、歳出と同様の理由により一般会計繰入金を1,996万円3,000円、受託事業収入を17万6,000円それぞれ減額いたしました。

以上であります。

続きまして、議案第33号 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ340万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,709万1,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、水道施設毎日点検業務委託料から150万円、ろ過砂洗浄業務委託料から100万円を減額しております。

歳入の主なものとしましては、滞納繰越使用料に100万円を追加し、一般会計繰入金から425万円減額しております。

以上であります。

議案第34号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億53万7,000円とするものであります。

歳入につきましては現年度使用料から100万円を減額し、滞納繰越分使用料に70万円を追加しております。それに伴い歳出につきましては予備費から30万円を減額しております。

以上であります。

議案第35号 令和2年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ349万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,310万円とするものであります。

歳出補正の主なものにつきましては、国が進めるマイナンバーカードを活用した診療受付を行うためのオンライン資格確認システム連携委託料が132万円、非常勤医師謝礼15万4,000円、タクシー使用料9万3,000円、一般職員と会計年度職員の人件費の減額461万円、研修研究費普通旅費の減額50万円はいずれも事業費確定見込みによるものであります。

歳入補正の主なものについては、オンライン資格確認システム構築にかかる整備交付金として85万8,000円、発熱外来診療体制維持管理にかかる補助金50万円であります。診療収入200万円、国保特別調整交付金事業繰入金134万円の減額は、事業費確定見込みによるものであります。

以上であります。

続きまして最後になりますが、議案第36号 令和2年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国保特別調整交付金の減額が主なもので、資本的収入が3,789万9,000円の減額及び資本的支出に210万1,000円を追加し、予算総額を1億8,978万円とするものです。

まず、収入といたしまして、国保特別調整交付金における電子カルテシステム構築事業について収入が翌年度となることから4,000万円の減額、また、医療提供体制設備整備交付金として210万1,000円の増額となります。

次に、支出としましては、オンライン資格確認システム連携委託料として210万1,000円増額するものです。

財源といたしましては、資本的収支の不足分4,000万円については、損益勘定留保資金より補填することとしております。

以上で説明を終わります。

すみません、議案第34号の美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ「10億」ということと言ったそうですが、「1億53万7,000円」と訂正をさせていただきます。

申し訳ございませんでした。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第6日目の3月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 那須 富重】**

ここで、次の議案につきましては時間を要しますので、ここトイレ休憩としまして、5分間の休憩とします。

再開を37分とします。

(休憩：午前11時32分)

(再開：午前11時36分)

**【議長 那須 富重】**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

**【議長 那須 富重】**

|       |        |                           |
|-------|--------|---------------------------|
| 日程第39 | 議案第37号 | 令和3年度美郷町一般会計予算            |
| 日程第40 | 議案第38号 | 令和3年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算    |
| 日程第41 | 議案第39号 | 令和3年度美郷町介護保険事業特別会計予算      |
| 日程第42 | 議案第40号 | 令和3年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算   |
| 日程第43 | 議案第41号 | 令和3年度美郷町簡易水道事業特別会計予算      |
| 日程第44 | 議案第42号 | 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算    |
| 日程第45 | 議案第43号 | 令和3年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算 |
| 日程第46 | 議案第44号 | 令和3年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算    |

**【議長 那須 富重】**

お諮りします。

議案第37号から議案第44号までの8件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 那須 富重】**

異議なしと認めます。

したがって、8件を一括議題とすることに決定しました。

8件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**



町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、紙に戻りまして説明をいたします。

令和3年度美郷町施政方針（案）という形になってるかと思いますが、その（案）を消していただきたいと思っております。こちらが提案しますのは、これでどうですかという話になりますけど、もう（案）は取っていただきたいというふうに思います。

それでは、本日、令和3年第1回美郷町議会定例会の開会に当たり、町政運営に臨む私の所信と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

コロナ禍にあって「新たな日常」への社会の構築が加速する中、これまでになかったことが常識となる「新しい時代」にあって、私が町民の負託を受け、町政運営を担わせていただいてから4年目の春を迎えております。改めて「すべては町民のために」の下、厳しい財政状況ではありますが、気候変動による災害対応や世界的に感染拡大している新型コロナウイルス感染症など、直面する課題と向き合い、将来を見据えた行政運営に全力で取り組んでまいりる覚悟でございます。

また、私の政治信条であります『町民とつくる対話と協働の町政』『信義誠実で透明性のある町政』『スピード感のある町政』を基本理念に、

- ①町民目線のまちづくり
- ②持続可能なものづくり
- ③思いやりのある町づくり
- ④人財づくり
- ⑤住みたい町づくり

の5点を目指す政策として、私に託された役割と責任をしっかりと果たしていく所存でございます。

令和2年12月8日に閣議決定された令和3年度予算編成の基本方針では、新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、躊躇なく必要な対策を講ずるなど、現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行うこととしています。

また、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、骨太方針2020に掲げられている主な施策項目及びそれを具体化する成長戦略の実行計画を踏まえ、ポストコロナの新しい社会をつくっていくこととしています。

令和3年度予算編成に向けて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進していくと同時に、感染症との闘いの最前線に立ち続ける医療や介護の現場の方々の献身的な貢献を支えるため、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子供を産み育てられる環境づくり、各地災害からの復興や防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、めり張りの効いた予算編成としています。

その中で、国の令和3年度一般会計総額は、高齢化に伴って「社会保障費」が今年度より1,507億円増加して35兆8,421億円となったことや、新型コロナウイルス感染症への対応として「予備費」として5兆円を計上したことにより、

前年度比3.8%増の106兆6,097億円と、今年度当初予算を3兆9,517億円上回って9年連続で過去最高を更新し、3年連続で100兆円の大台を突破しました。

歳入では、税収が新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の悪化などを見込んで今年度の当初予算より6兆650億円少ない57兆4,480億円となっており、新規国債の発行額は、歳入不足を補うための赤字国債が37兆2,560億円、建設国債が6兆3,410億円、合わせて43兆5,970億円に上り、今年度の当初予算の段階から11兆408億円増えています。新規の国債発行額が前年度を上回るのは11年ぶりで、歳入全体に占める国債の割合は40.9%となります。

歳出では、社会保障費が今年度の当初予算より1,507億円増えて35兆8,421億円と過去最大となり歳出の33.6%を占めています。

地方財政対策においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災、減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方税、地方交付税等の一般財源総額は、0.4%増の61兆9,932億円を確保しています。

その中で、まち・ひと・しごと創生事業費(地方創生関連予算)については、引き続き1兆円が確保されています。

また、一方で地方交付税については、5.1%増の17兆4,385億円となりました。

さて、美郷町では昨年3月に【第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略「未来発創」】を策定しました。

この総合戦略は、行政をはじめ町民、地域、団体、企業など町全体で共有し、人口減少という最大の課題に取り組む性格のものであることから、最上位計画である美郷町総合計画の取組をさらに進め、人口減少を踏まえた地域の活性化に向けた施策の具体化を進めるものです。

政策のテーマは、～22世紀のふるさとを目指して～子どもの幸せづくり戦略です。政策は、「子育て支援」「地域づくり」「仕事づくり」「移住・定住支援」です。

美郷町は24地区の行政区で構成されています。昨年から令和4年度にかけて、各地域において地域の課題と対策を考えていただき、美郷町地区別定住戦略を策定し実践することが本町の将来のために不可欠であり、世界的な社会の目標としてSDGsを考え方として捉えながらの計画業務が必要になると確信をしております。

本町の令和3年度予算の編成に当たりましては、このような国の地方財政対策の状況を的確に捉え、令和3年度からの普通交付税の一本算定に加え、令和2年国勢調査の結果を見据えた上で、各課事務事業及び補助金等の見直しを実施し、予算の選択と集中を行い、効果的かつ効率的に諸施策を推進するべく予算編成を行いました。

依然として国及び地方を取り巻く課題は山積していますが、積み残した課題を一つ一つ丁寧に取り組み解決を図ることが大事であります。町の発展のため、本気で町民が一丸となって取り組む必要があります。政策展開に停滞は許されません。そうすることが、本町の将来にとりましても、次の時代を担う若い世代にとりましても最善であると考えます。これからは「やれることをやる」のではなく「やるべきことをやる」時期であります。

私たちの町は、人口の半分以上を高齢者が占めています。一人一人が安心して暮らせる環境づくりが重要であります。そのためにも高齢者の知恵や経験を生かした

経済活動や6次産業化の推進を基盤に、町全体の交通体系や情報網の充実を図り、福祉・介護・医療の連携による生活丸ごとの支援体制を充実させなければなりません。そして「誰一人取り残さない」温かい地域づくりを進めてまいります。

美郷町は、私たち町民にとりましても、地域を離れている方々にとりましても、ここがふるさとです。物があふれる時代には、必ず「心の居場所」を求める時代が到来すると同時に、過疎の半世紀を頑張りぬいた地域がやがて新しい夜明けを迎える時代が必ず到来すると信じています。今がその時だと感じます。

今後も「対話と協働」を基本姿勢とし、町と議会と町民とが心の絆をしっかりと結び、田舎の原風景を守りながら、お互いが支えあう地域づくりを目指して精進していくことで美郷町はきっとよくなると確信をしています。

以下、主な施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

#### 1. 農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。特に地方創生の柱でもある農林業の担い手の確保と育成対策の充実を図り、農林業の振興と地域活性化を推進します。

①日本型直接支払制度、農業人材力強化総合支援事業等、国、県の農業政策を有効活用し、農家の経営安定を図るとともに、担い手の育成強化を推進することにより、新規就農者の確保を図り、安定生産できる体制づくりに努めます。

なお、安定生産できる体制づくりについては、地域に存在する農業生産法人と連携した、新たな農業生産法人設立を検討してまいりましたが実現しませんでした。今後も引き続き、農業生産法人設立等安定生産に向けた、町の役割を整理してまいります。

②美郷町総合計画に定めた作物を中心とした生産目標達成に向け、生産組織等の強化育成を支援し、栽培面積の拡大・栽培技術の向上を図ります。

③耕畜連携を推進するとともに、畜産農家や関係機関と連携を図り、増頭対策並びに、防疫対策を推進します。また、飼料用米等の推進により遊休農地化を抑制します。

④森林経営計画に基づき、森林整備や素材生産の振興を図ります。また、森林経営管理法に基づく、森林所有者への意向調査の実施に向けた準備を行います。

さらに、経営計画を実行するために素材生産事業体の強化、施業従事者となる後継者・担い手の確保、人材育成推進のため、宮崎県林業技術センター等関係機関と連携を密にし、今後もみやざき林業大学校を支援していきます。

⑤森林の多面的機能の発揮に配慮しつつ、標準伐期による施業を基本に、集約化による除間伐や長伐期施業等により、資源循環利用を促進する適切な森林整備を推進します。また、植栽未済地の発生を抑制するため、再造林の推進を強化していきます。

さらに、県内でも発生している誤伐・盗伐に関しまして、県、警察、森林組合、関係機関と連携し、耳川流域からの発生を防止します。

⑥椎茸、木炭等の特用林産物の品質とブランド力を高め、価格の向上安定を図るとともに、安定経営のための支援を行います。

さらに、後継者の確保、育成に努め産業及び文化の継承に取り組んでまいります。

⑦鳥獣被害対策につきましては、関係機関や団体と連携して捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策を強化し、被害軽減を図ります。また、捕獲した鳥獣につきましては、ジビエ解体施設の稼働充実を推進し、「ジビエ肉」等として新たな地域資源となるよう有効活用を図ります。

⑧ 6次産業化は、「美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想」の基本方針である、栗での一点突破を図るため、「まずは、栗でアピールして、栗で外貨を稼ぐ」「そして全体の6次産業化へ繋げる」ため、耕作放棄地を活用した栗生産の省力化や栗加工場の再整備を行い、栗加工品の拡充に取り組んでまいります。

また、産地型商社を設立して、「飲食・観光に付随する物販等で外貨獲得を目指し、外貨獲得に必要な産業は可能な限り本町で賄う」ことを実践してまいります。

## 2. 商工業、観光の振興

商工業の振興につきましては、商工業活性化の中心的な役割や地域コミュニティ機能を担う商工会への支援をはじめ、中小企業育成、意欲ある法人・個人等が行う新規起業や経営拡大などの各種支援制度によって継続的に支援します。

今後も商工業の維持活性化のため商工会との連携を密にしながら、地域の特徴を踏まえ各種事業を展開してまいります。また、コロナ禍で影響を受けている、商工業事業者への支援につきましても、国や県の支援策と歩調を合わせながら、地域の実情に沿った支援に努めます。

観光振興につきましては、設立された一般社団法人 美郷町観光協会に、民間であることの特性を生かした活動を担わせ、民間ならではの発想やフットワークで「稼ぐ観光」「経済の循環」の実現を目指してまいります。

また、一般社団法人 美郷町観光協会と連携して、旅行業を活用したツアーの開発や地域固有の資源を活用した体験型、交流型の要素を取り入れたツーリズムの商品化を目指すとともに、スポーツ系や文化系の合宿を誘致し交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

その他、町内には多くの景勝地、重要文化財など歴史的な文化財や豊かな自然が残されていることから、今後もこれらの適正な保全に努める一方、唯一無二の観光資源として広く活用してまいります。

さらに、温泉施設をはじめとする各観光施設の適正な維持管理に努め、健全運営を目指し、どのような形態での運営が望ましいか分析を進め、民間活力も視野に入れた新たな指定管理者制度を模索し検討を行ってまいります。

併せて、アフターコロナを見据え、ホームページやSNSなど、多様な媒体を活用した情報発信に努め、観光の振興につなげてまいります。

## 3. 道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適正な維持管理を行うことにより道路施設の長寿命化に努めます。また、生活の利便性向上や交通の安全性を確保するために、国、県の補助事業及び過疎対策事業などを活用し再整備に努めてまいります。

国道388号につきましては、待望の日平バイパスが全線開通し、町全体の一体感、連帯感の醸成に拍車をかけるものであるとともに、国道446号の代替路も担うことになり、道路整備の立ち遅れている本町において道路ネットワークの重要性を再認識したところでもあります。

今後は、北郷舟方工区の早期完了と南郷新屋敷工区の早期の工事着手に向けて、また、松瀬工区の早期完了をお願いしつつ、美郷町側への早期の事業着手に向けて、これまで同様に関係機関と連携しながら要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都・南郷線、宇納間・日之影線、東郷・西都線など計画的な整備が進められていますが、今後も継続して要望活動を行ってまいります。

また、地域公共交通対策につきましては、町民の通院などの移動手段を確保する必要不可欠な施策の一つです。そのような中、令和2年度には西郷南郷間の国道3

88 改良工事の完了、町内医療体制の変革、地域間交通網の格差等を背景に、町内コミュニティバスの再編を行いました。

今後も運行実績や住民の意向などを十分検討しながら、美郷町地域公共交通計画及び日向・東臼杵地域公共交通再編実施計画に基づき、町内の他の交通網なども含めた利便性の高い持続可能な総合交通システムになるよう関係自治体や交通事業者、宮崎県と連携しながら取り組んでまいります。

さらに、再編やダイヤ改正に当たっては、深刻化している買い物弱者の対策及び高齢者の外出機会の創出という視点をもって取り組んでまいります。

#### 4. 水道施設・生活排水処理施設の整備

町の管理する簡易水道施設は、日常生活に欠かすことのできない施設であり、安全な飲料水を安定して供給するため、適切な施設の改修・更新と維持管理に努めてまいります。

また、地域・個人管理の給水施設につきましては、全ての地域で安心安全な水の供給ができるように技術的指導や整備方法の助言、及び維持管理、施設災害等の費用負担の軽減の支援に努めてまいります。

#### 5. 環境衛生の充実

今日の環境問題は、消費生活の多様化により全国的にごみの排出量が著しく増加しており、深刻な問題であります。本町を含む5市町村で構成する日向東臼杵広域連合と連携して、圏域での統一した環境行政に取り組むとともに、資源循環型社会に対応した取組として、分別収集の啓発を重点的に行い、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組みます。

加えまして、不法投棄防止パトロール等による監視や高齢者・一人暮らし世帯のごみ出し支援に継続して取り組みます。生活排水処理につきましては、町内6か所の農業集落排水処理施設により快適な生活環境づくりや自然環境の保護のため、美郷町農業集落排水施設最適整備構想に基づき、適正な改修及び維持管理を行うとともに、合併処理浄化槽の新設や維持管理につきましても、引き続き支援してまいります。

#### 6. 環境保全の推進

本町は、緑豊かな山林や小丸川・耳川及び五十鈴川の三本の美しい河川が流れる自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行ってまいります。

また、「節電・省エネの推進」、「脱温暖化行動の推進」を実現するため、美郷町地球温暖化対策推進協議会と連携を図り、町民・事業者・行政のそれぞれの立場からお互いが協働して地球温暖化防止に向けた実践活動を積極的に推進してまいります。

#### 7. 住宅環境の整備

町営住宅につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業などによる改修・改善工事を計画的に進めるとともに適正な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります。

また、政策空家や耐用年数の経過した町単独住宅につきましては、取壊しや売却などを行い維持管理費の削減に努めてまいります。

一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上、定住促進、経済活性化、木材振興などを目的に、町産材または流域材を活用することを条件として、新築・増改築を行う町民を支援してまいります。

#### 8. 移住・定住の推進

移住・定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用した就業体験や田舎暮ら

し体験の実施や国県の移住支援金の活用、住まいの情報発信を行い、移住定住の促進を図ってまいります。

また、住まいにつきましては、官民一体となって空家等情報バンク登録数の増加を図り、紹介できる住宅の確保に努めてまいります。

雇用につきましては、「ハローワーク」や「ふるさとみやざき人材バンク」と連携して、無料職業紹介所の充実を図り、町民への情報提供に努めてまいります。

#### 9. 情報通信基盤の整備

地域情報化対策につきましては、CATVの整備も町内全域にわたりネットワークが構築されています。自主放送の充実を含めその安定運営と維持管理に取り組むこととします。

また、北郷地区におけるネットワーク光化事業も第2期工事の完了により、町内全域で4K放送及び高速通信に対応できる光ネットワークが整備され、町内の放送・通信環境格差是正が図られ、基盤強化がなされました。全ての町民が情報通信技術（ICT）の恩恵を享受できるよう、今後も地域情報化の推進に取り組んでまいります。

また、庁内情報化対策につきましては、住民情報や税情報等の自治体クラウドシステムを利用していますので、住民サービスのための事務の効率化・迅速化と安定運用に努めます。さらに、マイナンバーを利用して国や地方公共団体間との情報連携が可能となり、公的サービスがよりスムーズになりました。

今後、国や地方自治体が管轄している個人情報幅広く共有されることから、さらにセキュリティ対策を強化してまいります。

さらに、Society 5.0時代を迎え、5GをはじめとするICTインフラ整備と利活用の促進が叫ばれている中、令和3年9月に国にデジタル庁が新設されることが予定されており、各種分野において一気にデジタル化が推し進められることも予想されることから、デジタル庁をめぐる動きに注視するとともに、今まで以上に新たな情報化の推進に向けて取り組んでまいります。

#### 10. 保健・福祉の充実

##### ①保険及び保健事業の充実

健康づくりは町民生活に直結する重要な課題であるだけでなく、地域活性化の要でもあります。そのため、これまで特定健診をはじめとする各種健診の受診率を高めることに努めてきました。

本町の国民健康保険事業における一般医療費につきましては、1人当たり医療費が県内でも高額になっており、生活習慣病の占める割合が増加傾向にあることが憂慮されますことから、特定健診の事後フォローを継続的に取り組むとともに、医療費の高い疾患のリスクが高い方を中心に栄養士・保健師により戸別訪問による重症化させない支援体制を構築し、被保険者の皆様の理解と協力を得ながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

母子保健につきましては、妊産婦健診や乳幼児健診等の充実により、母子の健やかな成長を支援するとともに、不妊に悩む方に対する助成制度を継続するなど母子保健対策の充実を図ってまいります。また、新たに、本庁内に「美郷町子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染防止対策としては、重症化予防が期待される新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施体制を構築し、ワクチンに関する情報や予防接種の受け方等町民への説明を行い、安全に安心して接種が受けられるように取り組ん

でまいります。

歯科衛生における歯科診療所につきましては、現在、南郷・北郷の2診療施設を開設しておりますが、さらに、今年度は、平成31年から休診していた西郷歯科診療所の開院に向けて準備を進めてまいります。

#### ②社会福祉の充実

少子高齢化・超高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには町政による福祉施策の充実はもとより、美郷町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら福祉の町としての環境づくりをさらに進めてまいります。

#### ③児童福祉の充実

町民が安心して子どもを産み育てる環境整備のため、本町の施策として実施しています出産奨励祝い金の支給、子ども医療費の助成、保育料の無償化・減免などの「美郷町の子育て支援」を継続して推進してまいります。

また、DVや児童虐待が大きな社会問題となっている現在、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携強化と体制整備を充実させ、積極的に確立し虐待防止に努めます。

また、子育て世代包括支援センターの設置・運営により関係機との連絡調整を強化させ子育て支援を行う中で、虐待要因の早期発見と予防に努めることとしながら家庭相談(支援)を積極的に推進し、幼児・児童の権利擁護と育成環境の整備に努めてまいります。

#### ④高齢者福祉の充実

令和2年12月1日現在での本町における65歳以上の高齢化率は50.8%であり、依然として県下トップの状況が続いています。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。

そのため引き続き、独居高齢者等への個別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します。

また、独居高齢者及び高齢者世帯の増加に伴い、食材の確保や調理が困難となる方が増えてきています。このため、在宅高齢者の生活を支援する上で、配食サービスの充実が重要であり、需要に応じた供給体制の整備に努めます。これまで「百でも元気に暮らせる町づくり」を理念として、高齢者自らが健康寿命延伸に努め、生きがいをもって暮らせることを目指してきましたが、高齢者の自主的運動教室の取り組みを進めた結果、介護予防・医療費抑制それぞれの面において、徐々に効果が現れてきていると考えるところです。

また、運動だけでなく高齢者の居場所づくりとしても非常に有効に機能すると期待しており、さらなる推進に努めます。高齢者の多くは住み慣れた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための「地域包括ケアシステム」の構築を継続し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備・充実を推進します。

この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な一手法である「地域ケア会議」は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するものであり、会議の定期開催と充実を図るとともに、令和3年度から3か年で策定する第8期介護保険事業計画を基に、介護保険事業特別会計の適正な運営を図ります。

さらに、昨年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施をさらに充実させ、保健師等の医療専門職の役割や通いの場における具体的な取組を進めてまいります。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、健全な運営に努め、高齢者に安心して医療が受けられる体制を堅持していきますが、国において保険料の軽減特例廃止の経過措置が講じられていくことから、対象となる高齢者への周知に万全を期してまいります。

#### ⑤障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き自立支援給付や地域生活支援事業を適正に実施するほか、関係機関や当事者団体等との連携を図りながら、障がい者が住み慣れた地域で社会と共生できるよう努めます。

また、令和元年度から、様々な地域課題の解決に向けて、障がい児・障がい者支援事業所「そうだんサポートセンターみさと」が開設され、さらに、昨年度は、地域全体で支援する協力体制づくりのために、地域生活支援拠点整備として「日向市・東臼杵郡基幹相談支援センター」が開設されたことから、両センターと協力して手厚い個別支援や支援体制づくりの強化を進めてまいります。

また、令和3年度から3か年で策定する第6期障がい福祉計画、第2期障害児福祉計画に沿って事業を進めてまいります。

#### ⑥ひとり親家庭支援の充実

近年の母子・父子家庭等をめぐる情勢が変化する中で、ひとり親家庭等の自立促進と児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっています。そのため、子供の養育や経済面・健康管理など多くの困難を抱えているひとり親世帯に対し、経済的に自立できるための就業相談や医療費の助成などを実施してまいります。

#### ⑦消費生活の安定と向上

訪問販売や通信販売等における消費者トラブルなど、若者から高齢者まで幅広い年齢層での消費生活トラブルが多発している中、地域や関係機関等との連携を深めながら悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、相談窓口の機能強化や消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育と啓発活動を強化・推進して、町民の消費生活の安定・安全と向上を図ってまいります。

### 11. 医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法とそれに準じての独立採算を目指しながら、同時に地域住民の保健、医療、福祉を担うという政策医療機関の立場にもあります。今日まで一貫して、医療はもとより保健、福祉の面においても中核的な役割を担う施設として、地域包括ケア及び在宅医療の推進に努めてきたところです。

安心安全な医療の提供を目指し、働き方改革への対応や医師の就労環境の改善など多くの課題を解決するため、医療提供体制を変更して新しい形で令和2年4月からスタートしたところです。

また、9月からは北郷・南郷の両診療所で新たに眼科診療ができるようにいたしました。併せて南郷地区住民からの救急に対する要望に対応すべく、その体制強化も行いました。

新たな町の医療提供体制を確かなものにするため、さらなる医師確保を進めるとともに、宮崎大学医学部との連携を密にし研修学生の受け入れ強化などに努めます。

また、町内の3つの医療施設を統括する「地域包括医療局」を軸として、福祉を含めた医療と介護の連携体制の強化を図りつつ、町として安定した継続できる医療



提供体制の充実を進めてまいります。

#### 12. 防災対策の充実

本町は、地理的・自然的条件により台風や梅雨時期等の集中豪雨などによる風水害や土砂災害が発生しやすい状況にあります。このことから美郷町地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画の指針となる「美郷町国土強靱化地域計画」を策定しております。

この計画は、本町の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った美郷町を目指すものです。国、県、町、町民全員が参加する自主防災組織及び事業者が連携し、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化を図ってまいります。

#### 13. 消防・救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり地域防災の要でもあります。町としましても、「地域密着性」、「要員動員力」、「即時対応力」の特性を生かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備など消防力の向上に取り組めます。

救急業務につきましては、搬送に関する業務の一部を民間に委託することに加え、救急救命士が同乗する救急搬送体制にしております。救急救命士による救急救命の専門業務が担保されたことにより、現場から病院へ搬送するまでに、傷病者の状態や状況を病院側へ的確に伝えることが可能となり、病院側も受け入れ態勢の充実が図られております。

本年度も引き続き、町内全域に救急救命士の手が届く体制を構築し、住民が安全で安心できるサービスの充実を図ります。

また、3台配備している高規格救急車で広域的な救急救命業務を行いながら、ドクターカー・ドクターヘリ・防災ヘリとの連携の強化、施設の整備や従事者への教育講習等を実施し、業務の充実に努めてまいります。

#### 14. 治山・砂防・河川対策の充実

治山・砂防対策につきましては、自然災害から町民の生命・財産を守るため、国、県の対策事業を積極的に導入し計画的な対策を講じてまいります。

河川対策につきましては、洪水災害の原因となる河川の堆積土砂の撤去について県へ要望を行うとともに、土砂処分場の確保に努めてまいります。

#### 15. 防犯対策の充実

防犯対策につきましては、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の整備のため、水銀灯機器や蛍光灯機器故障時におけるLED化の推進を図るなど犯罪の未然防止に努めてまいります。

#### 16. 交通安全対策の充実

交通安全対策につきましては、警察や交通安全協会、交通指導員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人一人に交通安全思想の普及を図るとともに、特に高齢者ドライバーの交通安全の意識向上と高齢者の交通事故防止を図るため「みさと安全運転」の推進、交通安全教育を実施します。

また、交通安全施設や通学路の点検・改善も行ってまいります。

#### 17. 教育の振興

本町の教育全般の振興を図るため、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人権尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいをもって対応できるよう、「たくましい体」「豊かな心」「すぐれた知性」を備え、郷土並びに国家の有為な形成者として、心身ともに調和のと

れた人間形成を目指して、教育の振興を図ります。

生涯学習の推進につきましては、真に町民が期待する各種学級、講座、教室等の効果的な運営、図書館をはじめとする生涯学習施設の役割と利用の充実、スポーツ・レクリエーションを気軽に親しめる環境づくりに努めます。

学校教育の充実につきましては、本町の教育資源を生かし「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身につけ、自分に自信と誇りがもてる心豊かな人材を育成する」ことを目標とした「美郷ならではの教育」の推進を目指し、就学前教育の充実を図り、義務教育への指導の流れを一貫したものとし、小学校以降の生活や学習がスムーズになるよう努めます。

特に、義務教育期の教育につきましては、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、「知・徳・体」の調和のとれた健やかな児童生徒の育成を目指し、施設一体型一貫教育のさらなる推進と教育用タブレットなど、ICT機器を段階的に充実させ、より一層の学力向上と授業改善及び各個人に応じた特別支援教育の推進、児童生徒一人一人を大切にす生徒指導の充実、町独自の研修会等による教職員の指導力・資質向上に努めてまいります。

社会教育の推進につきましては、町民が生きがいを持って過ごせる学習社会を構築し、青少年から高齢者まで一人一人が社会貢献できる教育の場を町立図書館を中心に積極的に提供し推進を図ります。

特に、青少年交流事業や子供の体験活動推進事業を継続的にまた積極的に推進するなど、健全な青少年教育をはじめとして成人や女性、高齢者教育の充実を図るとともに、各種ボランティア活動に取り組む意識の高揚や活動の促進に努めます。

また、人権教育の充実や国際理解推進のための研修、情報教育の強化を図ります。

さらに、家庭教育の推進につきましては、「生きる力」「心の教育」の基盤を確立するため、全ての教育の出発点であるとの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、家庭の教育力向上に努めてまいります。

#### 18. 地域コミュニティ対策

地域住民の活動や交流の場となる施設の有効利用や整備充実を図ることで社会教育関係団体等が活発な活動を行うことができ、地域活力の推進につながります。地域コミュニティの活性化を図るため、その核となる自治公民館の活動に対する支援体制の強化と、さらに、学校を核とした地域づくりを目指し、地域人材の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「コミュニティスクール事業」「地域学校協働活動」を推進してまいります。

#### 19. 伝統文化の継承と活用

美郷町の各地には古くから地域に根差した民俗文化があり、地域住民の手によって大切に伝承されています。これらの民俗文化は、地域文化の振興を図る上で貴重な資源でありますので、伝統芸能等の保存、継承、活用を図るために後継者や指導者の養成を積極的に支援します。

また、伝統芸能等の発表の場としてのイベントを開催し、地域文化の発信と伝統文化にふれる機会を充実させることに努めてまいります。

#### 20. 国内外交流の推進

沖縄県豊見城市と行っている姉妹都市交流は、子ども会育成会等を介しての人事交流と産業・経済・行政の多様な交流により友好の絆は確実に、より固く結ばれてきております。今後は、行政間相互の人事交流を含め、あらゆる世代で積極的に交流を図ってまいります。

韓国扶餘邑（プヨウウ）との国際交流事業につきましては、昨年度は新型コロナ

ウイルスの世界的な流行により、計画しておりました各種交流事業は中止せざるを得ませんでした。今年度も状況を見ながらになると思われませんが、町民レベルでの姉妹都市交流事業や、韓国からの国際交流員を活用したハングル講座や幼小中学生への国際理解教育、異文化紹介などの事業を継続してまいります。

また、「百済王族にまつわる伝説等を生かした取組に関する協定」を生かした地域活性化や伝統文化・文化財の継承、PR事業などに取り組み、関係市町と歴史文化や観光などについて、多方面で協力をして活動を行ってまいります。

小中学校の交流事業では、姉妹校である韓国林川（イムチョン）中学校との交流事業をはじめ、国内外にある友好都市との親善交流を充実し、国際感覚を身につけた青少年の育成に努めてまいります。

## 21. 住民参加の促進

### ① 広報広聴の充実

地方分権が推進されている今日、地域の特性に応じた施策を実現する環境が整備されてきました。地域の特性を生かした住み良い地域社会の形成には町民の声を施策に反映させることが重要です。

しかしながら、昨年度は新型コロナウイルス感染症のため、町民の意見を直接聞く場である町政懇談会を開催することができませんでした。公約である「町民とつくる対話と協働の町政」を推進していくためには、町民の町政に対する意見や提案を広く収集することが重要だと考えておりますので、本年度は感染防止を徹底した上で、町政懇談会を開催し、町民の声を町政に生かせるよう努めてまいります。

また、まちづくりに関心を持ってもらうため、町政に関する広報を充実させ、あらゆる媒体を活用し町民が様々な情報を得られるよう努めてまいります。

### ② 町民との協働の推進

地方分権に基づく住み良い地域社会の形成には、町民と行政との良好なパートナーシップが重要です。そこで、職員が地域を知り、地域との情報共有のために実施している「まちづくり地域サポーター制度」を継続することで、地域と行政が一体となって地域の課題に取り組む住民参画型の協働のまちづくりを推進してまいります。

また、地方創生への協働での取組として昨年度から開始した「第2次美郷町総合戦略」の基本目標を実現するために、国や県、他市町村との連携を図るとともに、町内各種団体とも連携・強調を図り、住みやすさを追求した「住み続けたい」「住んでみたい」と思えるようなまちづくりを目指してまいります。

その上で、主要な柱の1つである「地域づくり」の計画実現に向けて、昨年度から3か年計画で、町内24行政区単位での定住促進検討会を実施しております。

各地区の人口推計を基に、町民自身で地域の将来像を描くとともに、課題や実情についても検討を行うなど、地域との協働によるボトムアップ型の取組を行っており、ここでの検討内容を生かした「まちづくり」を推進してまいります。

### ③ 男女共同参画社会づくりの推進

あらゆる分野の計画の策定や事業の運営等、まちづくりに積極的に町民の声を反映させるため、各種審議会、委員会、協議会などを活用しながら、町民の参加機会の拡大を図ります。

各種委員の登用に当たっては、新たな人材の発掘と、女性委員の登用に努め、積極的に男女共同参画社会の形成に取り組んでまいります。

## 22. 行政運営の充実・強化

### ① 効率的な行政基盤の確立

本町では、町政施行後に美郷町行政改革大綱を策定し、限られた資源を有効に活用することで、本町の基盤づくりに努めるとともに、厳しさを増す財政状況に対応してきました。

引き続き、早急に対応しなければならない山積する課題に対して、安定した行政運営ができる体制の確立を図るため、令和2年1月に策定した「第5次美郷町行政改革大綱」に基づき、今後も、本町を取り巻く環境に対応したスピード感を持った行政サービスの提供と、住民と行政が一体となった行政改革に取り組みます。

中でも、育児・介護休暇の取得促進等、男女ともに職員が働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、事務処理におけるムダの削減、事務事業の見直し、職員数の適正管理による行政コストの縮減、将来の行政需要を精査し資産の適正管理を図るなど、身の丈にあった行政運営に努めます。

また、平成31年4月に行政組織の再編を行いました。再編後の体制について今後も検証を行いながら、引き続き簡素で効率的な組織運営により多様化する行政需要への迅速・適格な対応に努めてまいります。

## ②職員資質の向上

時代の変化を敏感に感じ、常に創意・工夫を持って組織の効率化と業務の品質向上を目指すとともに、町民の声に謙虚に耳を傾け、町民から協働のパートナーとして信頼を得られる職員の育成に努めます。

その一環として、平成31年度から地域と行政が一体となって地域の課題に取り組む「協働のまちづくり」を推進することを目的に「まちづくり地域サポーター制度」をスタートさせました。昨年度は新型コロナウイルス感染症のため、地域に出向くことはできませんでしたが、職員が地域を知り、地域と行政をつなぐパイプ役となるものとし、継続して取り組みます。

そして、人事管理や職場環境、組織育成、職員研修の一層の充実を図るための組織づくりを一体的に推進します。

また、本町に適した職員数で新たな行政課題や多様なニーズに的確に対応するため、各種研修を積極的に推進するとともに、県や民間企業への派遣研修を行い、様々な専門的な技術や知識の習得及び人脈づくりを通じて、職員の資質向上を図ります。

さらに、利用者の立場に立った窓口手続の簡素・効率化や窓口サービスの充実に努めてまいります。

## 23. 財政運営の充実・強化、地籍調査事業

### ①財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、最大の課題と位置づけ、今まで以上に自主財源の確保と節減合理化を進めてまいります。

そのため、住民税や固定資産税をはじめとする町税の適正で公平な課税と徴収に努め、自主財源の確保を行い、地方交付税など国の動向に左右されるものは、その動きを常に注視し、適正に本町の財源へ反映できるよう努力するとともに、事務事業を単に前例踏襲するのではなく、より効果的・効率的なものとなるよう検証・見直しを行ってまいります。

### ②ふるさと応援寄附金

本町のふるさと応援寄附金につきましては、毎年、寄附金が増加しています。今後も返戻金を充実させるとともに、寄附者への感謝の気持ちを伝えるため、寄附金の使い道を公表し、貴重な自主財源確保に努めてまいります。

また、ふるさと納税の事務を一部町外業者に委託していますが、その内製化を図ってまいります。

### ③地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、令和2年度に一筆地調査を実施しました南郷の中渡川2区域3.68平方キロメートルの地籍測量、地積測定、認証請求業務を行うとともに、令和2年度の繰越事業において、南郷の山三ヶ2区域13.32平方キロメートルの一筆地調査と地籍測量業務、中渡川1区域1.37平方キロメートルの地積測定、認証請求業務を実施することとしています。

令和3年度末には、一筆地調査終了時点での累積面積が175.54平方キロメートル、進捗率100%になる予定であります。測量及び認証請求業務が残ります。今後とも早期完了を目指して計画的に事業を推進してまいります。

西郷の登記未了地区6.45平方キロメートル、2,087筆については、令和2年度に峰・千本地区の三角点測量及び峰地区の一筆地調査業務を実施しました。令和3年度は千本地区の6.07平方キロメートルの一筆地調査業務を行うとともに、峰・千本地区の地籍測量業務を実施することとしています。

結びに、新年度の予算につきましては、普通交付税が合併算定替えの終了に伴い一本算定となる影響や、昨年3月に作成しました「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が2年目を迎えることなどを踏まえつつ、多様化する町民ニーズを的確に捉え、良質なまちづくりと地域経済の活性化につながる事業にも意を払い、限られた財源を効率的・効果的に配分するとともに、合理的かつ効果的な事務執行により歳出削減を行うなど、町の活性化と財政健全化の両立を念頭に予算編成を行いました。

結果、一般会計予算で総額が79億344万3,000円となり、令和2年度との比較では、3億3,852万6,000円、4.1%の減額となりました。

まず、歳出での主な計上額につきましては、総務費が13億5,759万7,000円、民生費が8億9,214万3,000円、農林水産業費が10億8,878万5,000円、土木費が6億1,615万4,000円、教育費が4億1,473万6,000円、公債費が10億8,256万9,000円、諸支出金に12億851万4,000円を計上いたしました。

歳入では、地方交付税が34億5,716万8,000円で全体の43.7%、町税が7億2,680万4,000円、国県支出金が合わせて11億1,954万4,000円となり、基金繰入金としましては、3つの特定目的基金から6,497万3,000円、財政調整基金から8億8,946万5,000円、合わせて9億5,443万8,000円の繰入れとしました。

町債は、総額で5億8,180万円とし、主なものとしましては過疎対策事業債3億2,440万円、辺地対策事業債4,640万円を計上いたしました。

次に、特別会計では、国民健康保険事業特別会9億7,459万1,000円、介護保険事業特別会計が10億2,559万5,000円、後期高齢者医療特別会計が2億2,322万2,000円、簡易水道事業特別会計が1億5,668万7,000円、農業集落排水事業特別会計が9,789万円、さらに国民健康保険診療所事業特別会計が1億8,371万円となりました。また、国民健康保険病院事業会計の収益的収支と資本的収支は、7億7,017万7,000円を予定しており、医業収益は4億4,355万1,000円を見込んでいます。

このことから、6つの特別会計の予算額が合わせて26億6,169万5,000円、病院事業会計の予算額が7億7,017万7,000円となり、一般会計と合わせた令和3年度的美郷町予算総額は、113億3,531万5,000円となりました。

以上、令和3年度の施政方針と予算規模について述べましたが、「豊かで活力ある安全・安心な郷づくり」の実現を目指して、全力を尽くしてまいりたいと思います。町民の皆様と議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます以上であります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月9日に町長に対する総括質疑を行います。

**【議長 那須 富重】**

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日3月5日は、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

**【事務局長 小田 広美】**

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午後12時38分)